

# 内野本郷まちづくり協議会会則

## 1. 名称

- この会は、内野本郷まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## 2. 目的

- 協議会は、「さいたま市内野本郷地区マスタープラン」の実現に向けて、住民が無理なく合意できる実現性の高い取組みを検討し、市と協働で内野本郷地区の計画的なまちづくりを推進することを目的とする。

## 3. 会員

- 協議会は、次に掲げる者によって構成する。
  - (1) 内野本郷地区マスタープランの対象区域内の居住者、事業者、土地建物所有者で、次のいずれかを満たす者
    - ① 公募に応じた者
    - ② 協議会の設立準備のために設置された内野本郷まちづくり準備会のメンバー
    - ③ 会員の推薦、自薦による参加希望者で、協議会で認められた者
  - (2) 協議会が必要と認めた団体から推薦された者
  - (3) 協議会が必要と認めた者

## 4. 活動内容

- 協議会は、2. 目的を達成するために、次のことを行う。
  - (1) 地区マスタープランの実現に向け、住民が無理なく合意できる実現性の高い取組みの検討
  - (2) 住民意向の把握
  - (3) 活動周知
  - (4) 計画的なまちづくりを推進するために必要な活動

## 5. 役員

- 協議会には、会長1名、副会長1名、広報委員4名、会計委員2名、会計監査委員2名の役員を置くこととする。
- 必要に応じて専門委員を置くことができるものとする。

## 6. 役員の職務

- 役員の役割は次のとおりとする。
  - (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
  - (3) 広報委員は、協議会の活動内容を住民等に広く周知する。
  - (4) 会計委員は、協議会の出納事務の執行管理を行う。
  - (5) 会計監査委員は、年1回、協議会の会計を監査する。

## 7. 役員の選任方法及び任期

- 役員は会員の互選により選任する。
- 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

## 8. 協議会

- 協議会は、会長が招集する。
- 協議会は、住民自らが運営し、必要に応じて市に対し、資料や情報の提供等を求めることができる。
- 協議会において会員は、相互の立場を理解し、合意に達するよう努め、協議結果については相互に尊重する。
- 市職員は、会議に出席して意見を述べるができる。
- 協議会は、公開とする。

## 9. 部会

- 協議会には、詳細な検討を行うために、必要に応じて部会を設置することができる。
- 部会の検討内容等は、協議会に報告する。
- 部会に必要なことは別途定める。

## 10. 経費

- 協議会にかかる経費は、自治会からの年会費、市等からの補助金をもって充てる。
- また、諸団体、事業者、個人からの寄附金、その他収入を経費に充てることができる。

## 11. 会計年度

- 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- ただし、初年度は本会則の施行の日に始まり3月31日に終わるものとする。

## 12. 解散

- 協議会は目的が達成されたとき、あるいは存続の必要性がなくなったときに解散することができる。

## 13. その他

- この会則に定めるもののほか、協議会の活動に関して必要な事項は、協議会で協議する。

## 附 則

- 本会則は、平成22年2月20日から施行する。

## 附 則

- 本会則は、平成25年4月13日から施行する。